

(意見書案第21号)

家庭用灯油の「安定供給」「適正価格」「行政の施策強化」を求める意見書

家庭用灯油価格は3年連続で高騰しており、北海道環境生活部生活局くらし安全課消費生活安全グループ調査の9月価格は1リットル当たり84円80銭になっている。この価格は昨年同期と比較して15円20銭高騰しており、1戸建て(1,900リットル使用)では28,880円の支出増となっている。さらに3年前と比較すると36円20銭高騰しており、この3年間で68,780円の支出増加となって家計を直撃する由々しき事態である。

今年の灯油急騰の主たる要因が世界的な原油急騰にあることは明らかだが、元売会社がこの機に乗じて、「利益を重視する」政策に転換してきていることも背景にあると考えられ、これに対して、「なお多くの消費財は企業がコストを吸収している。過去の未転嫁を持ち出すのは石油業界ぐらい。」との批判がされている。原油の価格は7月14日の1バレル当たり過去最高値77ドルから、10月4日には57ドルまで25%も下がっているが、コスト高を理由に値上げしたにもかかわらず、この最大の原油コスト急落でも値下げを渋っている元売会社もあり、値下げが不十分であると思われる。

北海道の主たる暖房エネルギーは灯油である。世界的な原油高騰を受けて、この値上げ分を製造者、販売者、そして消費者が応分の負担をし合って痛みを分かち合っていくことが必要な事態だと思われ、また、臨時的な行政の施策も行われれば痛みを一層分散させることができる。

よって、政府及び北海道においては、家庭用灯油の「安定供給」「適正価格」を実現するための行政施策を強化するよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 原油価格高騰の状況を看過せず、適正な価格で供給されるような施策を講ずること。
- 2 原油価格高騰に便乗した灯油価格にならないように監視し、製造者・販売者を指導すること。
- 3 石油元売各社が社会的責任を認識し、原油価格の高騰に乗じて利益重視の政策を取らないように指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月15日

釧路市議会

内閣総理大臣
経済産業大臣
資源エネルギー庁長官
北海道知事

} 宛